

参考

自動販売機の設置に関する契約書

公立大学法人横浜市立大学（以下、「甲」という。）と〇〇〇（設置事業者名）（以下、「乙」という。）は、自動販売機（以下、「自販機」という。）の設置について、次の条項により契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、甲が管理する施設内に乙が乙の所有する自販機を設置することを承諾する。

（設置場所および数量）

第2条 乙が設置する自販機の設置場所及び数量は、別紙「設置物リスト」に記載するとおりとする。

（契約期間）

第3条 契約期間は別紙「設置物リスト」に記載するとおりとする。

2 自販機を設置した場所を甲が使用する必要が生じたときは、甲は、契約期間中でも本契約を解除または変更できるものとする。但し、甲は、明渡日又は変更日の3か月前までに乙に通知するものとする。

（設置機器）

第4条 乙は、次の各号に対応した自販機を設置するものとする。

(1) 機器の本体に、管理するものの会社名または管理者名、及び連絡先を表示すること。
(2) 乙は、甲の省エネルギー化に向けた取組に協力するため、自販機の設置にあたっては、機材の省エネルギー機能を最大限発揮できるように調整する他、エネルギー消費効率の良い機器を設置するものとする。
(3) 機器の設置にあたっては、あらかじめ書面により機器の詳細を甲に報告し、甲の承諾を得るものとする。機器の交換又は更新についても同じとする。
2 自販機の設置、交換、移動、撤去、安全対策及び各種手続き・届出等は、乙が行うものとし、これに係わる経費は全て乙が負担するものとする。

（使用料）

第5条 乙は、別紙「設置物リスト」の記載に従い、甲に使用料を支払うものとする。

2 乙は、甲が発行する請求書により、甲が指定する期日までに、使用料を別紙「設置物リスト」に指定する銀行口座宛てに振り込むものとする。なお、振込手数料は乙の負担とする。
3 一旦納入された使用料は、乙の都合により設置を取りやめた場合及び、乙の責めによる事由により甲が契約を変更又は解除した場合には返還しないものとする。但し、甲の都合により契約を変更又は解除した場合は、将来に向かって使用料の全部または一部を返還することができるものとする。

（光熱水費）

第6条 乙は、自販機の設置に附帯する光熱水費を別紙「設置物リスト」の記載に従い支払うものとする。

2 乙は、前項に定める光熱水費について、甲の発行する請求書により、別紙「設置物リスト」に指定する銀行口座宛てに振り込むものとする。なお、振込手数料は乙の負担とする。

3 乙は、設置する自販機毎に、電気使用量を計測するメーターを設置し、毎月10日までに、前月のメーターの数値を甲に連絡するものとする。

(延滞金)

第7条 乙は、第5条、第6条に係わる支払いが、支払期日までに行われなかつたときは、その支払期日の翌日から納入するまでの日数に応じて年率14.6%の割合で計算した金額を、延滞金として加算して甲に支払わなければならない。この場合の計算は、年365日とする。

(使用上の制限等)

第8条 乙は、設置した自販機について、常に善良なる管理者の注意をもって維持管理しなければならない。また、第三者から汚損又は損壊を受けている場合、若しくはその恐がある場合は、その防止に努めるものとする。

2 乙は、設置した自販機の維持管理について、甲および第三者に対して責任を負い、故障及び苦情に関して適切に対応するものとする。

3 乙は、設置した自販機を別紙「設置物リスト」に指定した目的以外に供してはならない。

4 乙は、設置した自販機について、改造、改裝、交換、その他の行為をしようとするとき、または使用目的を変更しようとするときは、あらかじめ書面をもって甲に申請し、甲の承認を受けなければならない。

(転貸等の禁止)

第9条 乙は、甲の承諾を得ないで、本契約による設置の許可を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、または使用目的を変更してはならない。

(暴力団等の排除)

第10条 甲及び乙は、相手方に対し自己（法人の場合はその代表者、役員もしくは実質的に経営を支配する者または従業員）または代理もしくは媒介をする者及びその関係者が、横浜市暴力団排除条例（以下「条例」という。）第2条第2号から第5号に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団経営支配法人等及び条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（以下、「暴力団等」という。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 甲及び乙は、相手方が前項に定める暴力団等に該当するとき、催告なく本契約を解除することができる。

(契約の解除)

第11条 次の各号の一に該当するときは、催告なくして本契約を解除または変更をすることができるものとする。

- (1) 乙が本契約（特約条項を含む）に違反したとき
- (2) 乙が使用料、光熱水費、その他負担経費の支払いを3か月分以上遅滞したとき
- (3) 乙が業務を適正に処理できないと甲が認めたとき
- (4) 社会的に著しく信用を欠く行為があつたと認められるとき

2 前項により契約が解除された場合、乙はこれによって生じる損失の補償を甲に請求することはできないものとする。

(原状回復)

第12条 契約期間が満了したとき、または契約を解除したときは、乙は、速やかに自販機を撤去

し、乙の負担により原状に回復するものとする。ただし、甲が必要ないと認めた場合は、この限りではない。

2 乙が原状回復の義務を履行しないときは、乙の負担において甲がこれを行うことができるものとする。この場合において、乙は何らの異議を申し立てることができないものとする。

(損害賠償)

第 13 条 乙は、その責めに帰する理由により、甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、契約期間が満了したとき、又は契約が解除されるなど終了したときは、契約が終了したときから自販機を撤去して現状に回復するまでの期間、使用料の額（使用料を減免されている場合は、甲の基準により算定した使用料の額）の3倍に相当する金額の使用料相当損害金を支払わなければならない。

3 前2項に掲げる場合のほか、乙は、この許可書に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害額を賠償しなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第 14 条 乙は、契約期間が満了したとき、又は契約が解除されるなど終了したときは、自販機の設置に投じた改良のための有益費、修繕費等の必要費その他の費用を請求しないものとする。

(実地監査等)

第 15 条 甲は、自販機について隨時に実地調査し、資料の提出若しくは報告を求め、その他その維持使用に関し指示することができる。

(疑義の決定)

第 16 条 この契約に関し疑義のある場合は、甲乙協議の上で決定するものとする。また、この契約に定めのない事項についても同様とする。

本契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する

令和 年 月 日

甲 横浜市金沢区瀬戸22-2
公立大学法人横浜市立大学
理 事 長 近野 真一 

乙 住所
会社名
代表者氏名 

【注意】

契約内容については、設置事業者選定後、双方協議により決定することとします。

参考

特約条項

(趣旨)

第1条 公立大学法人横浜市立大学（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（事業者名）（以下「乙」という。）は、自動販売機（以下「自販機」という。）の設置・販売に関し、次の通り特約条項を定める。

(設置機器)

第2条 乙は、次の各号に対応した自販機を設置しなければならない。

- (1) 機器の本体に、管理するものの会社名または管理者名、及び連絡先を表示すること。
 - (2) 省エネ法（「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づき経済産業大臣が定める「自動販売機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」により、省エネ対策を施したエネルギー消費効率の良いヒートポンプ型・ノンフロン対応の自販機であること。但し、事前に、書面により報告し、甲の承諾がある場合を除く。)
 - (3) 電気使用量計測のための個別メーターを設置し、管理するものとする。
 - (4) 自販機窃盗被害の発生防止のため、堅牢化基準による防犯対策等を実施し、犯罪の防止に努めること。
 - (5) 自販機を据え付ける場合には、日本工業規格(JIS)の据え付け基準又は(社)全国清涼飲料工業会の自動販売機据え付け基準マニュアルを遵守し、転倒防止措置を講じること。
- 2 乙は、自販機の設置前に、あらかじめ書面により機器の詳細を報告し、甲の承諾を得るものとする。
- 3 乙が、自販機を改造、改装、交換、その他の行為をしようとするときは、あらかじめ書面をもつて甲に申請し、甲の承認を受けなければならない。

(商品の構成・種類等)

第3条 乙は、自販機により販売する商品の構成等について、次の各号に定める内容に留意しなければならない。

- (1) 販売商品は、別紙「設置物リスト」に指定した目的の商品とし、目的以外の商品を販売に供してはならない。
 - (2) 販売商品は、あらかじめ書面により甲に報告し、甲の承諾を得るものとする。販売商品を変更する場合も同様とする。
 - (3) 原則として、商品の容器は、缶びん、ペットボトル、及び紙パックとする。
- 2 乙は、取扱商品の安全衛生管理を徹底し、事故防止に努めなければならない。
- 3 乙は、契約期間中に自販機の一部または全部で販売を中止してはならない。
- 4 乙は、学生の長期休業期間中など明確に需要の低下が見込まれる時期は、商品構成・数量の調整することができる。ただし、甲にとって不利な調整を行う場合は、内容について事前に甲と協議の上、許可を得てから行うこと。

(売価の変更)

第4条 乙は、販売価格の設定に関して、あらかじめ書面により甲に申し出るものとし、甲と協議の上で設定するものとする。

- 2 販売価格を変更する場合も、前項と同様とする。

(災害発生時)

第5条 甲のキャンパス所在地（横浜市金沢区）において災害が発生し、公立大学法人横浜市立大学災害対策本部が設置され、甲が飲料の提供を必要と判断した場合には、乙が所有する自販機内の飲料を無償で提供することとする。

（商品補充・廃棄物回収等のメンテナンス）

第6条 商品の補充・廃棄物の回収・釣銭の補充・機械メンテナンス等は、全て乙がその費用により行うものとする。

- 2 乙は、商品が品切れしていない状態を常時保持するように努めなければならない。
- 3 乙は、専用ゴミ箱を設置し、ごみの分別回収を徹底しなければならない。専用ゴミ箱からの容器の回収と処理は、乙の責任においてこれを行う。処理に当たっては、法律又は条例の規定に基づき、適切なリサイクルに結びつけ得る業者に委託するものとする。なお、回収頻度についても、専用ゴミ箱から容器が溢れないよう十分に配慮するとともに、周辺環境の美化に努めることとする。
- 4 乙は、当該メンテナンス等の実施にあたって、甲の業務に支障を与えないようにしなければならない。

（売上手数料）

第7条 乙は、売上金の一部を売上手数料として甲に納めるものとする。

- 2 乙は、毎月の売上数を、当該月の翌月15日までに報告するものとする。
- 3 乙は、毎月の自販機の売上額に○○○○（売上手数料率）を乗じて得られる売上手数料を、甲の発行する請求書により指定期日までに納めなければならない。なお、振込手数料は乙の負担とする。

（利用者サービス向上）

第8条 甲は、利用者サービスの向上を目的として、自販機の運営について提案を行う事が出来るものとし、乙は、甲と協議の上で対応するよう努めるものとする。

- 2 乙は、利用者サービスの向上につながる具体的な提案を積極的に行い、甲と協議するものとする。

【注意】

特約条項の内容については、設置事業者選定後、双方の協議により決定することとします。

別紙

設置物リスト

(1) 設置を許可する設備等

所在地等	名称	公立大学法人横浜市立大学 鶴見キャンパス
	所在地	横浜市鶴見区末広町1丁目7番29号

設置を許可する場所・設備等

(2) 許可期間

始 期	令和8年4月1日から	3 年
終 期	令和11年3月31日まで	

(3) 使用料等

使用料・光熱水費		支払期限	支払方法	
使用料	3,200円／月額 (2台分)(税抜)	本法人の指定する 期日まで	振込先金融機関名	横浜銀行
光熱水費	【電気料金】 個別メーターによる 計量に基づく実費負 担		支店名	金沢支店
	【水道料金】 一 円		種 別	普通
			口座番号	1501763
			口座名義人	公立大学法人横浜市立大学 理事長 近野 真一
			※ 振込手数料は、賃借人が負担すること。	
売上手数料	売上実績 x ●%			